

## 細 目 次

### 【急傾斜地崩壊危険区域管理法令】

○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条 .....	D-1
○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令第2条1号～8号 .....	D-2
○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行規則第4条 .....	D-3
○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則 .....	D-4

## ○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

昭和44年7月1日  
法律第57号

(行為の制限)

第7条 急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りでない。

- (1) 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為
  - (2) ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
  - (3) のり切、切土、掘さく又は盛土
  - (4) 立木竹の伐採
  - (5) 木竹の滑下又は地引による搬出
  - (6) 土石の採取又は集積
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの
- 2 都道府県知事は、前項の許可に、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な条件を附することができる。
- 3 急傾斜地崩壊危険区域の指定の際当該急傾斜地崩壊危険区域内においてすでに第1項各号に掲げる行為（非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び同項ただし書に規定する政令で定めるその他の行為を除く。）に着手している者は、その指定の日から起算して14日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 国又は地方公共団体が第1項の許可を受けなければならない行為（以下「制限行為」という。）をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議することをもって足りる。

## ○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令

昭和44年7月31日

政令第206号

(法第7条第1項ただし書の政令で定める行為)

第2条 法第7条第1項ただし書の政令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 水田（地割れその他の土地の状況により水のしん透しやすい水田を除く。）に水を放流し、又は停滞させる行為
- (2) かんがいの用に供するため土地（水田及び地割れその他の土地の状況により水の著しくしん透する土地を除く。）に水を放流する行為
- (3) 日常生活の用に供するため、又は日常生活の用に供した水を土地（地割れその他の土地の状況により水の著しくしん透する土地を除く。）に放流する行為
- (4) 用排水路に水を放流する行為
- (5) ため池その他の貯水施設に水を放流し、又は貯留する行為
- (6) 除伐又は倒木竹若しくは枯損木竹の伐採
- (7) 急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域における次に掲げる行為
  - イ 長さが3メートル以下のり切で、のり面の崩壊を生じさせないもの
  - ロ 高さが50センチメートル以下の切土又は深さが50センチメートル以下の掘さくで、急傾斜地の下端から2メートル以上離れた土地で行なうもの
  - ハ 高さが2メートル以下の盛土
  - ニ 木竹の滑下又は地引による搬出
  - ホ 地表から50センチメートル以内の土石の採取で、急傾斜地の下端から2メートル以上離れた土地で行うもの
  - ヘ 載荷重が1平方メートルにつき2.5トン以下の土石の集積
- (8) 急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の上端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域における次に掲げる行為
  - イ 前号イに掲げる行為
  - ロ 高さが50センチメートル以下の切土又は深さが50センチメートル以下の掘さくで、水のしん透又は停滞を増加させないもの

○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行規則

昭和44年7月31日

建設省令第48号

(急傾斜地崩壊危険区域における行為等の届出の手續)

第4条 法第7条第3項又は第13条第1項の規定による届出は、都道府県知事の定めるところにより、書面を提出してしなければならない。

## ○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則

昭和44年10月28日  
島根県規則第70号

(趣旨)

第1条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号。以下「法」という。)の施行については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令(昭和44年政令第206号)及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行規則(昭和44年建設省令第48号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(身分証明書)

第2条 法第5条第5項(第17条第2項において準用する場合を含む。)の規定による証明書の様式は、第1号様式とする。

2 法第11条第2項において準用する法第5条第5項の規定による証明書の様式は、第2号様式とする。

(許可の申請)

第3条 法第7条第1項の許可を受けようとする者は、急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書(第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画の概要
- (2) 法第7条第1項第1号又は第2号の行為に係る申請にあつては、設計書及び設計図
- (3) 法第7条第1項第3号又は第6号の行為に係る申請にあつては、当該行為に係る土地の計画地盤面を記載した実測縦断面図及び横断面図並びに当該行為の他に及ぼす影響及びその対策を記載した書類
- (4) 前号の行為で、土石その他の物件の集積を伴うものに係る申請にあつては、その種類、数量、集積の方法及び1平方メートル当たりの載荷重量を記載した書類
- (5) 許可を受けようとする行為について利害関係者があるときは、その利害関係者の承諾書
- (6) その他知事が必要があると認める書類

(許可事項の変更)

第4条 許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、急傾斜地崩壊危険区域内行為許可事項変更申請書(第4号様式)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

(行為等の届出)

第5条 法第7条第3項の規定による届出は、急傾斜地崩壊危険区域内行為届(第5号様式)に第3条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 法第13条第1項の規定による届出は、急傾斜地崩壊防止工事施行届(第6号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 設計書及び設計図
- (2) 当該工事について利害関係者があるときは、その利害関係者の承諾書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(書類の経由)

第6条 この規則により知事に提出する申請書及び届出書は、正副2部とし、所轄支庁又は土木建築事務所の長を経由しなければならない。

(昭52規則32・一部改正、平6規則57・旧第9条繰上、平11規則44・平16規則23・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年規則第57号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第44号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第23号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

第1号様式

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
住 所	
氏 名	
職 名	年 令
上記の者は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第5条第1項及び第17条第1項の規定により、他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証する。	
発行年月日	
有効期限	
島根県知事	
印	

(裏)

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律抜すい

(調査のための立入り)

第5条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の調査のためにやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立ち入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見をきかなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 都道府県は、第1項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服のあるものは、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から30日以内に、収用委員会に土地収用法(昭和26年法律第219号)第94条の規定による裁決を申請することができる。

(土地の立入り等)

第17条 都道府県知事はその命じた者若しくは委任した者は、都道府県営工事のためにやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 第5条第2項から第10項までの規定は、前項の場合について準用する。

第2号様式

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
住 所	
氏 名	
職 名	年 齢
上記の者は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第11条第1項の規定による立入検査をすることができる者であることを証する。	
発行年月日	
有効期限	
島根県知事	
印	

(裏)

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律抜すい

(立入検査)

第11条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第7条第1項、第8条第1項又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行なうために必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地における急傾斜地崩壊防止工事若しくは制限行為の状況を検査することができる。

2 第5条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第3号様式(第3条関係) (平6規則57・一部改正)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住所  
氏名

急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次の行為の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

急傾斜地崩壊危険区域の名称	
行為の場所	市 郡 町 村 大字 字 番地
土地所有者の住所及び氏名	
行為の目的	
行為の内容	
行為の期間	
参考事項	

第4号様式(第4条関係) (平6規則57・一部改正)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住所  
氏名

急傾斜地崩壊危険区域内行為許可事項変更申請書

年 月 日付け指令砂第 号をもって許可のあった急傾斜地崩壊危険区域内の行為について、次のとおりその許可に係る事項を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

急傾斜地崩壊危険区域の名称	
行為の場所	市 郡 町 村 大字 字 番地
行為の内容	
許可の期間	
変更しようとする事項	
変更しようとする理由	

第5号様式(第5条関係) (平6規則57・一部改正)

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住所  
氏名

急傾斜地崩壊危険区域内行為届

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第3項の規定により、  
次のとおり、関係書類を添えて届け出ます。

急傾斜地崩壊 危険区域の名称	
行為の場所	市 郡 町 村 大字 字 番地
土地所有者の 住所及び氏名	
行為の目的	
行為の内容	
行為の期間	
参考事項	

第6号様式(第6条関係) (平6規則57・一部改正)

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住所  
氏名

急傾斜地崩壊防止工事施行届

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第13条第1項の規定により、  
次のとおり急傾斜地崩壊防止工事を施行するので、関係書類を添えて届け出ます。

急傾斜地崩壊 危険区域の名称	
工事施行の場所	市 町 大字 字 番地 郡 村
土地所有者の 住所及び氏名	
工事の種類	
工事の内容	
工事の期間	
工事施行の 責任者	住所 氏名